

第 113 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議
持ち回り（書面）開催 議事概要

日付 令和 4 年 8 月 26 日（金）

議題 1 「本県の現状について」

[結果]

本件の現状については、[資料 1-1](#)のとおり、昨日（8 月 25 日）の新規感染者数は 1,758 人となり、確保病床使用率は 64.6%、重症確保病床使用率は 3.3%となっている。

直近 1 週間の 10 万人当たり累積新規感染者数と 10 万人当たり療養者数、確保病床使用率の関係については、[資料 1-2](#)のとおり、現在、直近 1 週間の累積新規感染者数と療養者数は、昨年冬の数値を大きく上回っており、確保病床使用率は、8 月 8 日時点から 50%を超過しており、昨日時点で 64.6%となっており、昨年冬のピークである 53.0%を超えた水準で推移している。

変異株の置き換わり状況（検体採取日ベース）については、[資料 1-3](#)のとおり、6 月までは、ほとんどが BA.2 系統となっていたが、検体採取日ベースの直近 1 週間（8 月 8 日～14 日）で見れば、BA.5 系統が 90%を超えており、概ね置き換わった形になっていると考えられる。

議題 2 「本県における今後の対応について」

[結果]

現在の本県の感染状況については、新規感染者数がお盆明けから 2,000 人を超える日があり、8 月 18 日には過去最多の 2,762 人となるなど、これまでにない多くの方の感染が確認されている。

また、医療提供体制について、8 月 8 日以降、確保病床使用率が 50%を超え、入院調整に時間がかかる事案が増えるなど、医療機関等への負荷が増大している状況を踏まえ、現行の「感染拡大防止対策期」を 9 月 11 日（日）まで延長することとし、「BA.5 対策強化宣言」の期間も併せて同日まで延長し、基本的な感染対策や感染リスクを低減させる適切な対策の徹底により、社会経済活動の維持と医療のひっ迫回避の両立を図ることとするので、県民の皆さまには、日常を取り戻していく状況の中にあっても、より一層、感染防止対策の徹底に努めていただくようお願いする。

本県の「BA.5 対策強化宣言」における対策については、[資料 2-2](#)のとおり、期間を延長して 9 月 11 日までの間とし、実施区域は、引き続き県内全域とする。

特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請として、県民の皆さまには、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」など基本的な感染防止対策の徹底、効果的な換気、また、混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出の自粛、帰省、旅行などの際における、移動先での感染リスクの高い行動を控えることについて、改めて注意していただくとともに、自宅療養に備えて食料品や衛生用品を備蓄いただくようお願いする。

事業者の皆さまには、業種別ガイドライン等の遵守、在宅勤務、時差出勤など人との接触を低減する取組みに加えて、感染者・濃厚接触者となった従業員に、休暇取得や勤務再開に当たって、医療機関や保健所が発行する証明書の提出を求めないよう、協力を要請する。

なお、こうした証明が必要な場合には、従業員が自ら撮影した検査の結果を示す画像や、「My HER-SYS」で取得した療養証明書等により対応いただくようお願いする。

厚生労働省のシステムである「My HER-SYS」には、宿泊療養または自宅療養となった方が、ご自身で療養証明書を取得する機能がある。

[資料2-4](#)の後ろに参考資料を添付しているが、医療保険の手続きなどで証明が必要になった場合にも、「My HER-SYS」で取得できる療養証明書をご活用いただければと思う。

高齢者等重症化防止支援体制の構築については、[資料2-3](#)のとおり、現下の急激な新型コロナウイルス感染拡大や施設等でのクラスター発生状況を鑑み、重症化リスクの高い高齢者の施設等に対する早期医療支援のための新たな取組みとして、中和抗体薬投与連携協力支援事業とクラスター対策チーム派遣事業を実施する。

中和抗体薬投与連携協力支援事業については、県内の医療機関・高齢者施設等において、重症化を防ぐことを目的とした中和抗体薬（ゼビュディ等）による治療が可能な体制を整えるため、中和抗体薬の投与を希望する医療機関・高齢者施設等のバックアップを行う連携医療機関に補助をするものである。

クラスター対策チーム派遣事業については、高齢者施設等でクラスターが発生した場合などにおいて、早い段階で、保健所と県が連携し、感染拡大の防止と医療支援を一体的に実施するために専門的な知識を有する医師、看護師等からなる「香川県クラスター対策チーム」を派遣するものであり、8月29日から事業を開始したいと考えている。

陽性者登録センターの設置については、[資料2-4](#)のとおり、診療・検査医療機関（いわゆる発熱外来）の外來診療のひっ迫を防ぐため、自主的な検査等で陽性となった重症化リスクの少ない方が、当センターにオンラインで登録申請を行い、センターにおいて、申請内容の確認後、医師の判断により HER-SYS の入力及び発生届の提出を行うものである。

なお、陽性者登録センターの利用条件としては重症化リスクの少ない県民の方を対象とするため、申請時の年齢が18歳以上50歳未満であること、基礎疾患等がなく症状が安定していること、薬の処方を行わないので市販薬を活用して自宅療養が可能な方、としている。

現在、急ぎ準備を進めているところであり、9月上旬に開設したいと考えている。

県民の皆さまへのメッセージについては、[資料2-1](#)のとおりである。メッセージの後ろに資料を添付しており、この掲示について、事業者の皆さま、集客施設などの関係者の皆さまに、ご協力をお願いする。

このほか、[資料2-1](#)に記載のとおり、無料検査の活用や、重症化リスクの高い方に係る行動（いつも会う人と少人数で会うことや、ワクチン接種等）、医療機関を受診する際のルール、「My HER-SYS」の活用、在宅勤務など事業者へのお願い、ワクチンの早めの予約・接種、人権への配慮等について、お願いする。

議題3「その他」

[結果]

(学校における対応について)

学校における対応については、資料3のとおり、2学期始業を迎え、学校活動の実施にあたり留意すべき感染症対策等について、県教育委員会から県立学校長に通知することとしている。

具体的には、感染症対策については、

- ・保護者に対し、児童生徒の登校前の健康観察等を依頼する「お知らせ」を配布すること
- ・「お知らせ」とともに、換気対策など現状にあわせて改定した、児童生徒が学校や家庭で心がける感染対策の「チェック表」を配布し、基本的な感染症対策の徹底を促すこと
- ・新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言などを踏まえ、新たに作成した「学校における効果的な換気のポイント」を参考に、換気の徹底を行うこと
- ・学級閉鎖については、同一の学級で複数の児童生徒等の感染が判明した場合などに実施するとした文部科学省のガイドラインによる取扱いを基準として判断し、学級閉鎖を行う場合は、抗原定性検査（特別支援学校はPCR検査）により、感染の広がりがいないか等を確認した上で、再開等を検討すること
- ・同一学級に感染者が発生した場合は、感染の状況等を勘案して、各教科等における「感染症対策を講じてもおお感染リスクが高い学習活動」について、一定期間の自粛や延期を行うこと

部活動については

- ・換気対策の記載を充実し改定したチェック表などを参考に対策を講じること
- ・また、全国大会等の上位大会に出場する部活動等を除いて、県内外での宿泊を行う活動は行わないこととするほか、活動した部員に感染が判明した場合は、抗原定性検査等を行い、結果が判明するまでは活動は行わないなどの対応を継続すること

文化祭については、

- ・開催・公開の判断、準備や当日の運営等に関し留意すべき事項を取りまとめた通知に従い、適切に対応すること

などである。

また、市町教育委員会には、県立学校の対応を県教育委員会から送付し、市町や学校の実情に応じた感染症対策の徹底を依頼することとしている。

最後に、資料などは添付していないが、いわゆる全数把握の見直しについては、現在、医療機関などの関係機関と協議し、本県の方針について検討しているところである。

当該事項は、書面審議により、原案どおり了承された。